

軽自動車税身体障がい者等の減免等級表

		身体障がい者		戦傷病者		精神障がい者	知的障がい者
		所有：本人 運転：本人	所有：本人 運転：生計同一者、 常時介護者	所有：本人 運転：本人	所有：本人 運転：生計同一者、 常時介護者	所有：本人又は生計同一者 運転：本人、生計同一者又は 常時介護者	
18歳未満の身体障がい者は生計同一者の所有で可							
視覚障がい		1～4級	1～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症		
聴覚障がい		2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症		
平衡機能障がい		3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症		
音声機能障がい		3級（咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	対象外	特別項症～第2項症（咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	対象外		
上肢不自由		1級、2級	1級、2級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
下肢不自由		1級～6級	1級～3級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第3項症		
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第4項症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級 （－上肢のみに障がいがある場合を除く）	1級、2級	/	/		
	下肢機能	1級～6級	1級～3級	/	/		
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい		1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
肝機能障がい		1～4級	1～4級	/	/		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全障がい		1級～4級	1級～4級	/	/		

障 が い 等 級 1 級	障 が い の 程 度 A
---------------------------------	---------------------------------

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障がい特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、七級に該当する障がい有二以上重複する場合は、六級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したものを)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。